

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 京都府与謝野町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
2,401	4,135	385	6,921

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	10,354	10,052	302	166	25	12,944	
土地取得特別会計	1	1	-	-	-	-	
一般会計等	10,289	9,987	302	166		12,944	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	3,000	2,989	11	11	223	26	8	
介護保険特別会計	2,113	1,999	114	114	293	-	-	
老人保健特別会計	320	291	29	29	-	-	-	
水道事業会計	140	169	△29	329	4	1,063	-	法適用
簡易水道特別会計	1,093	1,080	13	4	63	4,816	1,156	
下水道特別会計	2,209	2,209	0	-	540	11,517	7,590	
農業集落排水特別会計	173	173	0	-	9	207	126	
宅地造成事業特別会計	11	146	△135	△1	5	-	-	
後期高齢者医療特別会計	205	203	2	2	78	-	-	
公営企業会計等計				488		17,629	8,880	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
与謝野町宮津市中学校組合	65	54	11	11	-	4	4	
宮津与謝消防組合	871	862	9	9	-	132	66	
丹後地区広域市町村圏事務組合 (一般会計)	20	19	1	1	-	-	-	
丹後地区広域市町村圏事務組合 (ふるさと市町村圏事業特別会計)	17	14	3	3	5	-	-	
京都府市町村職員退職手当組 合	6,816	6,581	235	235	2,600	-	-	
京都府市町村議会議員 公務災害補償等組合	3	1	2	2	-	-	-	
京都府自治会館管理組合	116	111	5	5	-	-	-	
京都府住宅新築資金等貸付事 業管理組合(一般会計)	35	62	△27	5	32	-	-	
京都府住宅新築資金等貸付事 業管理組合(特別会計)	973	574	399	367	76	1,763	1	
京都府後期高齢者医療広域連 合(一般会計)	2,772	2,566	206	206	157	-	-	
京都府後期高齢者医療広域連 合(特別会計)	222,638	212,462	10,176	2,885	2,150	-	-	
一部事務組合等計				3,729		1,899	71	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
丹後地区土地開発公社	0	29	1	-	-	28	-	-	
加悦総合振興(株)	△2	9	2	-	-	-	-	-	
タンゴフロンティア(株)	△4	20	10	-	-	-	-	-	
加悦ファーマーズライス(株)	7	△23	40	-	27	-	-	-	
コミュニティ野田川	0	23	20	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等計			73	-	27	28	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,115	1,195	80
減債基金	208	209	1
その他充当可能基金	1,287	879	△408
充当可能基金計	2,610	2,283	△327

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	2.30	2.39	0.09	△14.07	△20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	8.49	9.51	1.02	△19.07	△40.00	簡易水道特別会計	-	-	-
実質公債費比率	16.7	16.7	0.0	25.0	35.0	下水道特別会計	-	-	-
将来負担比率	100.1	103.3	3.2	350.0		農業集落排水特別会計	-	-	-
財政力指数	0.34	0.36	0.0			宅地造成事業特別会計	△22.3	△0.4	21.9
経常収支比率	95.6	94.8	△0.8						

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。